

## H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)に関するご意見募集結果について

### 1. 意見募集結果について

国営滝野すずらん丘陵公園（以下「本公園」という。）では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、平成 28 年度より、本公園の運営維持管理業務について民間競争入札による業務委託を実施することとしております。

このたび、運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるにあたり、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、平成 27 年 5 月 15 日（金）から平成 27 年 5 月 29 日（金）までご意見を募集いたしました。

皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別添のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係わる諸情報につきましては、下記をご参照下さい。

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）」に対する意見

		ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見			
1	実施要項 ・実施要項 3.3 配置予定者の業務実績に関する要件 表8 P26-P27	<p>(該当箇所のページ)</p> <p>①実施要項 26~27 ページ 3.3 配置予定者の業務実績等に関する要件(表 8) ○同種業務の経験の欄の「ア) 延べ2年以上の総括責任者の経験、イ) 延べ3年以上の業務経験者の経験、エ) 延べ2年以上の業務責任者の経験、オ) 延べ3年以上の業務経験」</p> <p>○類似業務の経験の欄の「ア) 延べ3年以上の総括責任者の経験、イ) 延べ4年以上の業務経験者の経験、エ) 延べ3年以上の業務責任者の経験、オ) 延べ4年以上の業務経験」</p> <p>(意見) ○公園管理運営士有資格者に対する経験年数の要件緩和 配置予定者の業務実績等に関する要件の設定において、公園管理運営士の有資格者に対して、同種業務及び類似業務の必要経験年数を1年間短縮できるようにしていただきたい。</p> <p>(意見の塑由) 「公園管理運営士」は都市公園の管理運営に関する一定水準の知識、技術、能力を持つ人材を認定する唯一の総合的な公園管理の資格制度で、認定資格制度としては確立されたものです。現在、インフラメンテナンス分野における民間資格の積極的活用が求められており、地方公共団体における都市公園指定管理業務の公募等では活用事例も増加しています。国営公園の運営維持管理業務の民間競争入札業務においても是非とも積極的に活用していただきたい。</p>		技術士法に基づく技術士についてのみ、経験年数の要件を緩和することとしています。	
2	実施要項 ・実施要項 3.3 配置予定者の業務実績に関する要件 表8 P26-P27	<p>(該当箇所のページ)</p> <p>①実施要項 26~27 ページ 3.3 配置予定者の業務実績等に関する要件(表 8) ○同種業務の経験の欄の「ア) 延べ2年以上の総括責任者の経験、イ) 延べ3年以上の業務経験者の経験、エ) 延べ2年以上の業務責任者の経験、オ) 延べ3年以上の業務経験」</p> <p>○類似業務の経験の欄の「ア) 延べ3年以上の総括責任者の経験、イ) 延べ4年以上の業務経験者の経験、エ) 延べ3年以上の業務責任者の経験、オ) 延べ4年以上の業務経験」</p> <p>(意見) ○公園管理運営士有資格者に対する経験年数の要件緩和 配置予定者の業務実績等に関する要件の設定において、公園管理運営士の有資格者に対して、同種業務及び類似業務の必要経験年数を1年間短縮できるようにしていただきたい。</p> <p>(意見の塑由) 「公園管理運営士」は都市公園の管理運営に関する一定水準の知識、技術、能力を持つ人材を認定する唯一の総合的な公園管理の資格制度で、認定資格制度としては確立されたものです。現在、インフラメンテナンス分野における民間資格の積極的活用が求められており、地方公共団体における都市公園指定管理業務の公募等では活用事例も増加しています。国営公園の運営維持管理業務の民間競争入札業務においても是非とも積極的に活用していただきたい。</p>			
3	実施要項 ・1.3.1包括的な質の設定 表4 包括的な質(多様な利用プログラム) P10~12	<p>(意見) 「多様な利用プログラムの提供」に関して、「同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。」とありますが、例えば具体的に「同じプログラムを2日以上実施した場合はその日数分を回数とする。」と明示すべきではないでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 企画提案書(提出様式2-2-5・別紙499)において、「利用プログラムの種類・開催回数と延べ参加人数の目標を各年度設定の上、・・・」とあるため、具体的に明示した方が良いと考えます。</p>			ご意見を踏まえ、「同じプログラムを複数日に渡って実施した場合は日数分を回数とする」と修正させていただきます。
4	実施要項 ・1.3.1包括的な質の設定 P10~11	<p>(該当箇所のページ) 実施要項 1.3.1包括的な質の設定 P10~11</p> <p>(意見) 実績平均値の根拠となる平成24年度のアンケート調査と平成25年度以降のアンケート調査では内容が変更されていますので、そのことを踏まえて平成25年度から2か年の平均になるのかどうかを含めて明示していただければと考えます。</p> <p>(意見に対する理由) 表4内の「公園特性を生かした植物管理」において「北海道の気候風土にあった花風景に関する『非常に満足』の回答比率(平成24~26年度実績平均値以上)」とありますが、「H22-24 運営維持管理業務実施要項」の別紙資料P216~218を見ると、平成24年度までのアンケート調査には上記項目が含まれていないからです。</p>			「北海道の気候風土にあった花風景」に関する『非常に満足』の回答比率は、H24年に実施したアンケートのうち「フェスタ」「ラベンダーフェスタ」「コスモスフェスタ」についての感想(Q11)で『とてもきれい』の回答比率を使用しています。また、H25年、H26年のアンケートについては、Q13の『非常に満足』の回答比率を使用し、H24~H26年度までの実績平均値として算出しています。

「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
5	<p>実施要項及び別紙資料 (共通仕様書)</p> <p>①実施要項 1.3.6費用負担等に関するその他の留意事項 (5)事業者と札幌開発建設部の責任分担 (表6) P19</p> <p>②共通仕様書 第6条北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担 別紙25</p>	<p>(意見) 「施設・物品等の修繕」における年間修繕費用は「平成24～26年度の実績平均と現在の状況を踏まえた額」との注意書きがありますが、「現在の状況を踏まえた額」とは言えないのではないのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 別紙36「建物・工作物に係る修繕履歴」によれば、冬季の修繕件数及び修繕金額とも、年間全体に占める割合が4ヵ月/12ヵ月よりもはるかに下回っており、また、平成31年度の額は単純に1,900万円×8ヵ月/12ヵ月で算出されているからです。</p>	<p>平成28年～30年は、「平成24年～平成26年度の実績平均」を年額とし、平成31年は、年額を基に業務期間(8ヵ月/12ヵ月)として積算しています。</p>
6	<p>別紙資料 (共通仕様書)</p> <p>・共通仕様書第6章第32条2及び3 別紙41</p>	<p>(意見) 備品の定義が「・・・取得価格(消費税込)2万円以上のもの」と記載されていますが、5万円以上とすべきではないのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 備品に関する国の基準が、H26.4.1に「5万円以上」に改正されています。本業務は委託業務なので国の基準に統一すべきと考えます。 また、収益施設等管理運営規定書(別紙158・P.28・第6章第43条1)では備品を5万円以上と規定されています。</p>	<p>5万円以上(消費税込み)に変更します。</p>
7	<p>別紙資料 (個別仕様書)</p> <p>・個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案業務) 第2編 本業務の計画立案及びマネジメント業務 第8条1項 別紙49</p>	<p>(意見) 入園料等の徴収において「山の家の利用者の料金は別途徴収する。」となっていますが、本業務では青少年山の家利用者の入園料徴収・納付が含まれていない(本業務の受託者は青少年山の家利用者に関する入園料の徴収・納入義務者ではない)と考えてよろしいのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 青少年山の家は札幌市の指定管理者により管理運営されています。</p>	<p>本業務においては、山の家の利用者の入園料等の徴収も含まれております。</p>
8	<p>別紙資料 (個別仕様書)</p> <p>・個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案業務) 第3章 第21条、第22条 別紙57</p>	<p>(意見) 「第22条ボランティア活動の内容」の記載について見直すべきではないのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 「第21条管理水準」において、既存のボランティア活動の支援、調整について記載されたうえで、第22条において活動内容について1～5まで規定されていますが、既存のボランティア活動と合致していない項目も含まれています。既存のボランティア活動ではなく、もし、一般的な公園ボランティアを想定した内容であるとするならば、そのように解釈できる記載に見直したほうが良いと考えます。</p>	<p>第21条は、対象を既存のボランティア活動に限定することを示したものではありません。従いまして、第22条は原文のままとします。</p>
9	<p>別紙資料 (個別仕様書)</p> <p>・個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案業務) 第5章 第65条 別紙69</p>	<p>(意見) 「巡視の結果を毎日、巡視業務日報及び巡回業務日誌に記録する」とありますが、書類を統一してはいかがでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 「巡視業務日報」と「巡回業務日誌」の区分けが不明であり、業務の効率化を図る上でも統一すべきと考えます。</p>	<p>「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」と「施設・設備維持管理業務」のそれぞれに「第62条点検巡視」と「第10条巡回点検」が記載されており、それぞれに「巡視業務日報」と「巡回業務日誌」を作成することとしておりましたが、「巡回業務日誌」に統一致します。</p>
10	<p>別紙資料 (個別仕様書)</p> <p>・個別仕様書(本業務全体のマネジメントおよび企画立案業務) 第5章 第62条 別紙68</p> <p>・個別仕様書(施設・設備維持管理業務) 第1編 第10条 別紙74</p>	<p>(意見) 「第62条点検巡視」と「第10条巡回点検」の区分けが不明です。</p> <p>(意見に対する理由) 企画立案業務第62条第2項で「点検は専門の知識、経験のあるスタッフが施設ごとに毎月1回以上実施する。」と規定されていますので、施設・設備維持管理業務第10条に統合すべきではないのでしょうか。</p>	<p>記載が重複しているため、個別仕様書(本業務全体のマネジメントおよび企画立案業務)第5章第62条を削除し、個別仕様書(施設・設備維持管理業務)第1編第10条を修正致します。</p>
11	<p>別紙資料 (個別仕様書)</p> <p>・個別使用書(施設・設備維持管理業務) 第5編その他設備維持管理等 第3章 別紙97</p>	<p>(意見) 「照明負荷保守点検」について、点検回数は年に何回の実施を想定すればよいか不明です。</p> <p>(意見に対する理由) 第66条において「照明負荷の機能を常に安全かつ良好に維持するため、保守点検を実施する。」という記載しかないため。</p>	<p>「照明負荷保守点検」とは、別紙21「提供施設一覧表」の施設において、日常点検等で発見されたランプ切れによる不点灯のうち、公園利用に支障をきたすものについて、ランプ交換の保守を行う作業であることから、第66条については修正致します。</p>

「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
12	<p>実施要項</p> <p>・実施要領 3. 3 配置予定者の業務実績に関する要件 表8 P25-28</p>	<p>(該当箇所のページ) ①実施要領 25～28ページ 3. 3 配置予定者の業務実績に関する要件 (表8) ②別紙資料 474～475ページ 提出様式1-5-1 業務実施体制 (実施要項で定める業務責任者、実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐するもの)</p> <p>(意見) ＜勤務体制の運用条件の緩和＞ 業務責任者の勤務体制について、2名以上が常勤勤務することと示されていますが、業務責任者1名かつ責任者を補佐する者1名以上を配置することで可としていただきたい。 また、業務責任者の勤務体制の確保が、一時的に困難となる場合は、総括調査員の事前承諾を得ることとありますが、緊急の場合も想定されるので、あくまで「原則、事前承諾」として例外を認めるべきです。</p> <p>(意見に対する理由) 業務責任者4名の指定に対して2名が常時勤務することになっていますが、年次休暇や多客時に配慮した勤務体制 (労働基準法に基づく勤務シフト) を組むことは非常に困難です。また業務責任者は休日出勤などの連続勤務を強いられ、労働衛生管理上問題となる恐れがあります。 なお、業務責任者1名と補佐1名の体制があれば日常業務に支障はなく、応援や連絡体制があれば緊急対応も十分可能です。 以上のことから、緊急時の体制構築の確保等を条件に、業務責任者の勤務体制の要件を緩やかにしていただきたい。 あわせて、急遽私病発症等で休まざるを得ない場合や公園管理者が休日等で現場に不在となる「土日祝日」「年末年始」を考慮すれば、事前承諾はあくまでも原則とするのが現実的と考えます。</p>	<p>緊急時対応に必要な体制を踏まえ、業務責任者の勤務体制については、引き続き、2名以上が常時勤務することが必要と考えておりますが、事前の承諾については、急な病気や事故等緊急事態の場合は必須としない旨を記載しています。</p>
13	<p>実施要項</p> <p>・実施要項 3. 3 配置予定者の業務実績に関する要件 表8 P25-28 ・別紙資料 提出様式1-5-1業務実施体制 (実施要項で定める業務責任者) P474</p>	<p>(該当箇所のページ) ①実施要項 25～28ページ 3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件 (表8) ②別紙資料 474ページ 提出様式1-5-1業務実施体制 (実施要項で定める業務責任者)</p> <p>(意見) ＜業務責任者の変更要件の緩和＞ 総括責任者及び業務責任者の変更についての対象となる事情を「病気・死亡等」と例示していますが、「当初の者と同等以上」と確認できれば、広く柔軟な運用としていただきたい。特に、本人の病気だけでなく、親族等の病気・介護等の関係で業務を遂行できなくなる場合等についても認めていただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 変更対象となる「病気・死亡等」については、本人の病気で業務遂行が困難であるとの医師の診断書がある場合などの限定的に運用されている事例があります。 急遽扶養親族の介護等の必要性に迫られ、総括責任者や業務責任者の遂行が困難となっても、厳しい運用をされると変更対象と認められない恐れがあります。この場合には、退職せざるを得なくなり、経済的にも立ちいかなくなるなど従業員の職場の確保の観点からも問題となります。 また、3年8ヶ月の業務期間において、業務責任者まで変更しがたい状況では、公園管理者に関わる人材育成という視点からも有益でないと考えます。</p>	<p>総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者の変更については、原則として「病気・死亡等」に限定されます。やむを得ない理由により総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更することについては、都度協議が必要です。</p>
14	<p>実施要項</p> <p>・実施要項1.3.1包括的な質の設定 表4 包括的な質 (利用者満足度の確保、公園特性を生かした植物管理) P10-12</p>	<p>(該当箇所のページ) 実施要項 10～12ページ 1.3.1包括的な質の設定 表4 包括的な質 8 利用者満足度の確保、公園特性を生かした植物管理)</p> <p>(意見) ＜標準誤差を考慮したアンケート結果の判断＞ 包括的な質の達成状況をアンケート調査等の数値を基に評価する場合は、実施した調査に応じた標準誤差を考慮して評価すべきです。</p> <p>(意見に対する理由) 利用者満足度の確保などの目標数値の設定及び評価に関するモニタリング調査 (アンケート調査) は標本調査であることから、統計理論に基づいて誤差を前提に評価すべきです。 仮に、包括的な質の目標値が50%で、達成状況をサンプル数が2000のアンケート調査で評価して達成数値 (推定値) が49%となったとします。この場合の標準誤差は±1% (±0.0112) となり、統計理論上は誤差が約48～50%の範囲で生じることから、必ずしも達成していないとは言いきれません。標準誤差を考慮して包括質の設定を行うか、または、この様な場合は概ね達成していると評価すべきです。</p>	<p>包括的な質の設定については、過去の実施結果を踏まえ、複数の評価項目を設定するとともに、アンケートの結果が統計的に適切なものとなるよう、サンプル数の確保等に努めています。</p>

「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
15	(個別仕様書) 別紙資料 ・個別仕様書(施設・設備維持管理)第2編 建物維持修繕第20条 作成資料 P77 ・別紙資料 建物・工作物に関する修繕履歴 P393-402	<p>(該当箇所のページ) ①別紙資料 77ページ 個別仕様書【施設・設備維持管理】 第2編 建物維持修繕 第20条 作成書類 ②別紙資料 393～402ページ 建物・工作物に関する修繕履歴 (意見) &lt;建物維持修繕等に関する作成書類の簡素化&gt; 修繕業務における作成書類については、作成すべき種類、修繕件数が多く、作成期日も義務付けられているため、20万円以下の少額修繕物件は「作業記録写真」のみとするなど、簡素化していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 修繕業務の実施にあたっては、共通仕様書(15条)に示される「業務計画書」に加えて「作業前計画書(工程表を含む)」の事前作成、修繕後における「作業打合せ簿」「施工図書」「作業記録写真」「その他調査員が指示する書類」と多くの種類の書類作成・提出が求められています。 また、本公園の修繕履歴からH26年度では年間180件程度の修繕を行っており、書類作成に過度な負担を強いることとなります。</p>		<p>個別仕様書(施設・設備維持管理)第20条(別紙77)に基づく資料作成は、委託内容の実施状況を確認するため必要であると考えておりますが、作成対象が「調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等」であることの明確化や事業者の負担軽減の観点から、条文を修正します。</p> <p>&lt;個別仕様書(施設・設備維持管理)第20条(下線部を修正)&gt; 事業者は、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次に掲げる書類を作成すること。</p>
16	実施要項及び別紙資料 (改善提案) ①実施要項3ページ 1.1.2開園期間及び時間 ②実施要項38～40ページ 5.2.2総合評価の方法 (5)提案項目審査の評価方法 ③別紙資料509ページ 【別添】企画書の提案に関する注意事項等	<p>(意見) &lt;開園日時を変更させる提案について&gt; 「開園日時を変更させる提案については、内容の如何を問わず評価しないものとする」とありますが、内容によっては評価の対象としていただきたい。 また、開園時間の変更について、実施要項では、同意を得た上で変更できると記載されているため、別紙の「実施を認めないもの」のなかから「③開園時間を変更させるもの」は削除すべきです。</p> <p>(意見に対する理由) 公共サービスの質の向上が求められるなか、利用者ニーズに応じた柔軟な開園日時の設定が必要となる場合があります。したがって、利用者サービスの向上につながる提案については、評価の対象とすべきです。 また、実施要項では「行催事開催等においては、本業務の受託者が北海道開発局札幌開発建設部に協議し、同意を得た上で開園時間の変更を行うことができる。」と記載されています。一方、別紙509ページの「8.以下に示す企画提案事項は、実施を認めないもの(履行不可)とする。」では、「③開園時間を変更させるもの(主催イベントなど仕様書で明示しているものは除く)」と記載されています。 実施要項に基づいて、別紙の「③」の項目は削除するのが適切と考えます。</p>		<p>開園時間は、実施要項に示す時間を基本としてください。繁忙期・行催事開催時等においては、協議に基づき開園時間を変更できることとしています。</p>
17	実施要項 ・1.3.1包括的な質の設定 表4 包括的な質(情報受発信)10～12ページ	<p>(意見) &lt;インターネット記事のカウントについて&gt; マスコミ報道件数のカウント方法について、※9で「ホームページ等インターネット記事掲載は除く」と記載されていますが、一般社団法人日本新聞協会加盟等の主要ニュースサイトへの記事掲載については、カウントに含めていただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 現在のマスコミ、報道を取り巻く状況としては、インターネットを活用した情報発信が即効性、拡散性があり、その重要性が増してきています。包括質としてカウントに加えることにより、その重要性に対する認識が一層高まり、公園の質の向上につながると考えます。</p>		<p>インターネット記事については、同一の記事が複数のホームページに掲載されることが多く、算定対象とする範囲など計測方法に課題があることから除外しています。</p>
18	実施要項及び別紙資料 (業務評価) ①実施要項48ページ 業務評価について(案) ②別紙資料469ページ 別紙52 業務評価	<p>(意見) &lt;業務評価について&gt; 業務評価における加点評価について、「不可」の場合の減点要件が定められていますが、「優」や「良」の場合の加点要件も定めるべきです。 また、3箇年評価が「不可」の場合、本公園の次回入札時に15点減点と記載されていますが、その対象者を、共同体およびその構成員(個別事業者)と明示していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 達成すべき質の最低水準のクリアを条件とする本業務において、業務評価の加点要件を定めてインセンティブとすることで、受託者がより高度な運営維持管理を目指すモチベーションとなり、公園の質の向上につながると考えます。 また、共同体の場合、評価対象が当該共同体のみなのか、構成員各社も対象となるのかが不明です。次回公募時に一部構成員が当該共同体から離脱する場合や、当該共同体で応募せずに構成していた各社が別々に参加するケースも想定されます。</p>		<p>新規事業者の参入促進の観点から、「優・良」評定時の加点を定めておりません。 また、次回入札時の減点対象は、3年評価を「不可」と評定した事由と当該構成員の業務分担との関係により判断することとなります。</p>

「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）」に対する意見

		ご意見		回 答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
19	(別紙資料) 改善紙資料 別紙資料509ページ 企画書の提案に関する 注意事項等	<p>(意見) ＜企画書の提案に関する注意事項等について＞ 注意事項12.に、「企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名など）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表9に示す「区分」は加対象としない」とありますが、申請者（当法人や当法人関連グループ）以外の連携して事業を行う協力者（法人やNPO、グループなど）などの記載は、評価の対象とすべきです。</p> <p>(意見に対する理由) 提案書様式には「実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。」ことが求められています。事業の実現性、具体性を表現する手段として、連携団体名称の記載は必要と考えます。</p>		<p>個別法人や個別グループ等が特定できる内容を評価することは、公正な評価を行う上で支障となる場合があることから、評価の対象としないこととしています。</p>
20	(別紙資料) 共通仕様書 別紙資料33ページ 第2章第17条 記録の 保存	<p>(意見) ＜記録の保存について＞ 「報告書及び経理状況に関する帳簿類は、調査職員の求めに応じて提出できるよう、事業者において5年間保存すること」となっていますが、業務引き継ぎの円滑化の観点から、開発局への引き渡しとその内容を明確にすべきです。 また、収益事業や自主事業関係の書類の引き継ぎに関しては、帳簿類の提出は不要とすべきです。</p> <p>(意見に対する理由) 国営海の中道海浜公園の実施要項では、「業務期間中は事業者において保存し、業務期間終了後は整備局へ引き渡すこと。なお、経理状況の帳簿類を引き渡した後に企業会計法上に基づく監査等で当該資料が必要となった場合は・・・貸与する。」と明記されています。 また、収益施設等事業は独立採算で実施している事業であり、受託者のノウハウを含むため、帳簿類の提出は不要とすべきと考えます。</p>		<p>業務引継ぎに関しては、共通仕様書第33条において、引き継ぎ項目を明確化しています。また、報告書に関しては、共通仕様書第16条において提出することとしています。 報告書及び経理状況に関する帳簿類に関しては記録の保存の観点から、収益施設等事業を含め、事業者において5年間保存することとしています。 経理状況に関する帳簿類の提出を求める際には、国による過度な関与とならないよう留意しています。</p>
21	(別紙資料) 収益施設等管理運営規定書 別紙資料143ページ 収益施設等管理運営規定書	<p>(意見) 中央管理所売店及び子供の谷休憩所売店の税込施設使用料が前回公募より大幅に高くなっているのは妥当ではないと考えます。 * 中央管理所売店 166千円 → 297千円(179%) * 子どもの谷休憩所売店 1,398千円 → 2,439千円(174%)</p> <p>(意見に対する理由) 蔵管第1号 別添3 第2節 第5前年次次要領との調整1 「・・・前年次の使用料の1.2倍を超える場合は、前年度の使用料の1.2倍の額をもって当該年次の使用料とする。」と規定されています。</p>		<p>税込施設使用料については不動産鑑定により算定しており、土地建物の資産価値、テナント等の損益等を勘案して評価するため、前回より大幅に高くなってはおりますが、他の施設を含めた全体的な使用料は1.2倍を超えていないため妥当と判断しております。</p>
22	実施要項 実施要項10～12ページ、15～16ページ 1.3.1包括的な質の設定、 1.3.4モニタリング方法	<p>(意見) ＜札幌都市圏外からの公園利用者割合の考え方について＞ 「札幌都市圏外からの公園利用者の割合」について、このモニタリング（アンケート調査・別紙203～204）では日本人を対象としています。札幌市及び周辺6市以外の国内からの利用者が対象と考えられ、外国人利用者（観光客等）の利用実績は評価対象外となっています。この「札幌都市圏外」の定義を見直し、外国人利用者も対象とすべきだと考えます。</p> <p>(意見に対する理由) 近年、訪日外国人観光客は増加しており、本公園の利用者数も増加傾向が見られます。国の施策（「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」等）では、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2,000万人の高みを目指すとしていることから、対象の見直しが必要と考えます。</p>		<p>原案の質の水準は日本人のみを対象にした調査を基に設定している為、日本人を対象としたモニタリング調査の結果を評価することは、公平性が保たれています。 また、外国人利用者を対象とすることは、水準設定のための調査の再実施、および、モニタリング調査のコストの増大が見込まれるため、調査コストを勘案の上、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
23	実施要項 実施要項10～12ページ 1.3.1包括的な質の設定 表4 包括的な質（多様な利用プログラム）	<p>(意見) 利用プログラムの達成すべき質において、開催回数、延べ参加人数とも、「平成24年度～26年度実績平均値と同程度以上」となっていますが、「同程度」の範囲を明示すべきではないでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 「実績平均値と同程度」の解釈を誤ることによって、企画提案書に対する評価に大きく影響することが懸念されます。</p>		<p>達成すべき利用プログラムの開催回数、延べ参加人数は、概ね平成24年度～26年度実績平均値以上と考えています。</p>

「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）」に対する意見

		ご意見		回 答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
24	実施要項	実施要項10～12ページ 1.3.1包括的な質の設定 表4 包括的な質（多様な利用プログラム）	<p>（意見） 利用プログラムとして体験系、コンテスト系、展示系、講習会系と4つのプログラムが指定されていますが、「展示企画については達成すべき質の計測対象に含めない」とあります。一方では、企画提案書（提出様式2-2-5・別紙499）において、展示系利用プログラムの提案が指定されていることから、展示系利用プログラムを包括質の対象とするよう統一すべきと考えます。</p> <p>（意見に対する理由） 参加人数の計測は難しいものの、開催回数を対象とすることで、企画提案書の提案指定項目とも関連付けられ、事業評価が行いやすくなると考えます。</p>	<p>包括的な質の「多様な利用プログラムの参加人数」は、追加調査手間を掛けずに計測できるアウトカム指標として、採用しています。したがって、計測が難しい展示企画については、包括的な質の計測対象に含めておりません。</p>
25	（運営別規定書） 施設紙等資料管理	別紙資料143ページ 収益施設等管理運営規定書	<p>（意見） 施設使用料を税込8%の目安の使用料となっていますが、非課税ではないでしょうか。</p> <p>（意見に対する理由） 施設使用料は建物使用料及び土地使用料となっている。消費税法上建物使用料を建物の貸付とすれば課税ですが、土地の貸付は非課税となっています。</p>	<p>「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」の第2 使用料 1 使用料算定基準によると、行政財産の使用許可をする場合の使用料は、別添3第2節「使用料算定基準」により算定した額とするものとし、当該使用料に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額を一括して相手方に通知するものとあるため、課税の対象となります。</p>
26	（運営別規定書） 施設紙等資料管理	①別紙資料160ページ ②別添資料243～244ページ	<p>（意見） 南駐車場の第2駐車場は収益施設となっていますが、青少年山の家管理者の管理対象施設として収益施設から外した方が良いと考えます。</p> <p>（意見に対する理由） 道内の青少年の家の駐車料金が無料であることを受けて、青少年山の家管理者が駐車料金を全額負担しているため。</p>	<p>南駐車場の第2駐車場は収益施設として使用料を徴収していることから、収益施設として必要と考えております。</p>
27	（運営別規定書） 施設紙等資料管理	①別紙資料133ページ ②別紙資料161ページ	<p>（意見） 第8条第4項に施設・設備等の維持管理として駐車場管理機器についての記載がありますが、第4項は削除した方が良いと考えます。</p> <p>（意見に対する理由） オートリゾートの駐車場官制装置を除くと他に駐車場管理機器に相当するものではありません。また、別紙資料133ページの「対象となる収益施設一覧」にも該当する施設設備の記載はありません。</p>	<p>オートリゾートを除くと園内には駐車場管理機器がないため、別紙資料 161ページ第8条第4項については削除致します。</p>
28	（運営別規定書） 施設紙等資料管理	①別紙資料132～134ページ ②別紙資料177～178ページ	<p>（意見） 園内シャトルバスは、収益施設の対象、対象外のどちらとみなせばよいか不明です。</p> <p>（意見に対する理由） 第1条の収益対象施設には「園内シャトルバス」の記載はありませんが、第6章に第52条から第60条まで運営についての記載がされており整合がとれていません。</p>	<p>第53条にあるように、園内シャトルバスは施設等運営者が用意することになっているため、第1条の収益対象施設に「園内シャトルバス」は記載しておりません。</p>
29	（運営別規定書） 施設紙等資料管理	別紙184ページ	<p>（意見） ロープウェイを収益施設対象施設に位置づけることは適切ではないでしょうか。</p> <p>（意見に対する理由） ロープウェイを収益施設対象として有料化することで、冬季における公園利用者数の減少および利用者満足度の低下が、独自のアンケート調査結果から懸念されています。一方、無料とした場合、安全点検、設置撤去に係る費用は施設運営者の負担となり、採算性の確保が困難です。以上の理由により、運営維持管理業務に位置づけるべきと考えます。</p>	<p>類似施設の状況等を鑑みると、収益対象施設に位置づけることは問題ないと考えています。</p>